

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例案

平成 30 年（2018 年）2 月 20 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例

札幌市都市公園条例(昭和 32 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「第 2 条の 5」を「第 2 条の 6」に改める。
- (2) 第 2 条の 3 中「設ける場合」の次に「、認定公募設置等計画（法第 5 条の 7 第 1 項に規定する認定公募設置等計画をいう。次条第 2 項において同じ。）に基づき公募対象公園施設（法第 5 条の 2 第 1 項に規定する公募対象公園施設をいう。次条第 2 項において同じ。）である建築物を設ける場合」を加え、「第 5 項」を「第 6 項」に改める。
- (3) 第 2 条の 4 第 5 項中「前 3 項」を「第 2 項から前項まで」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。
 - 2 認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（前項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する前条ただし書で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として同条本文の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- (4) 第 2 章中第 2 条の 5 を第 2 条の 6 とし、第 2 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（運動施設の設置基準）

第 2 条の 5 一の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 50 を超えてはならない。

(5) 別表 3 中

880 円	1,100 円
1,400 円	1,600 円
1,800 円	2,200 円
790 円	950 円
1,300 円	1,500 円
1,700 円	2,100 円
33 円	40 円
47 円	57 円
71 円	85 円
94 円	110 円
140 円	170 円
190 円	230 円
330 円	400 円
470 円	570 円
940 円	1,100 円

を に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表 3 の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日以前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き占有している占有物件のうち、占有の期間が 1 年未満であるものの占用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前から引き続き占有している占有物件であって占有の期間が 1 年以上であるもののうち、附則別表の左欄に掲げる区分に該当するものの単位(改正後の別表 3 に規定する単位をいう。)当たりの占用料の額については、平成

30年度の占用に係るものに限り、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げる額とする。

附則別表

区分		額
電柱	第1種電柱	1,000円
	第3種電柱	2,100円
電話柱	第1種電話柱	940円
	第3種電話柱	2,000円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	56円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	160円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	220円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	390円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	560円

(理由)

都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、公募対象公園施設に係る建築面積の基準の特例及び運動施設の設置基準を定めるとともに、都市公園の占用料の一部について適正な額に改定するため、本案を提出する。